

土地対策全国連絡協議会

平成29年度要望事項に 対する国土交通省の回答

平成29年7月28日に実施した土地対策全国連絡協議会の国土交通省への要望活動に対して、平成29年12月26日に実施した第3回幹事会において、国土交通省職員から回答がありました。
本書は、その内容について、回答要旨としてまとめたものです。

件名・要望要旨	補足説明	国土交通省の回答
運用5 土地利用審査会委員の任命に関する議会同意を不要とする制度見直しについて 土地利用審査会については、委員任命の際には必要とされる議会の同意を不要とする制度見直しを要望します。	土地利用審査会は、土地利用目的への勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述などを業務としていますが、土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となつて以来、勧告案件が生じておらず、自治体によっては数年来開催されていない状況です。 このような状況に鑑み、土地利用審査会委員の任命に際して、議会の同意を不要とする制度見直しを要望します。	【担当課：土地・建設産業局 企画課】 規制区域制度は国民の財産権の制約に極めて大きな影響を与えるので、議会同意をなくすことは困難であると考えています。 ただ、事務負担の軽減は重要と認識しており、平成27年1月30日に閣議決定した、「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」の中で、委員の任期延長や、審査会簡素化などの事務負担の軽減について情報提供を行うこととしたところ です。 また、平成27年3月に改訂した技術的助言の中で、任期については自治体ごとと判断いただくという形にしています。平成29年7月に発行してお送りした基礎資料の中に、審査会の委員の人数や任期、開催状況について全国調査の結果を掲載していますので、それらも参考にしながら対応していただければと考えています。 今後、可能なものについては事務負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続き情報共有をしてまいりたいと考えています。
運用6 法人土地・建物基本調査の国土交通省直営または民間委託への制度見直しについて 法人土地・建物基本調査については、次回調査（平成30年度）から、「本調査」は基本的に国土交通省直営または国土交通省からの一括民	当該調査については、平成28年7月12日付け事務連絡において、「国土交通省と都道府県の調査業務分担を一部変更し、都道府県における全体的な業務の負担を軽減してまいりたい」とござれています。国土交通省では、行財政改革による人員および予算削減が進んでおり、当該調査の受託が大きな負担となつていいます。 については、調査の実施にあたっては、一括民間委託する方（全国をまとめて委託することなくとも地方整備局単位で委託するという手法を含めて）が統一的で正確な対応ができるため、事務の効率化、経費節減が図られると考えられることから、次回調査（平成30年度）においては、国土交通省直営または一括民間委託により調査されるよう制度の見直しを要望します。	【担当課：土地・建設産業局 企画課】 30年度に実施する調査については、28年度に実施した予備調査と同様に、都道府県の業務負担が重い「疑義照会業務」を国で一括して行う一方、都道府県が管轄の「会社以外の法人」に対する「督促業務」を都道府県にお願ひすることとし、事務負担の軽減を図ったところ です。 経済統計の精度の低下が問題になっていの中で、本調査の調査票回収率も下がっている状況にあります。このような状況の中、前回の25年調査においては、都道府県の回収率が国より10%ほど高い状況となっています。この調査は基幹統計であり、調査精度向上のためにも調査票の回収率の確保が必要であるため、調査体制の変更にあたっては、回収率の確保が重要

間委託により実施されるよう要望します。		な課題となります。 しかしながら、都道府県の負担軽減は重要と考えており、30年調査においては、事務の体制を変更し、都道府県の負担軽減を図ることとしたところです。 引き続き、都道府県の負担軽減に向け検討してまいりますので、御協力をお願い申し上げる次第です。
----------------------------	--	--